

基労補発 0701 第 1 号
平成 22 年 7 月 1 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

石綿による疾病の認定基準の一部改正に係る運用に関し
留意すべき事項等について

石綿による疾病の認定基準（以下「認定基準」という。）については、本日付け基発 0701 第 10 号「石綿による疾病の認定基準の一部改正について」をもって改正されたところであるが、その具体的運用に当たっては、下記の事項に留意されたい。

記

1 改正の趣旨・背景

びまん性胸膜肥厚の著しい呼吸機能障害（従来の肺機能障害と同義）の判定方法について、改正に至る背景は、「石綿による疾病の認定基準に関する検討会」第一次報告書の「1. はじめに」に記述されているとおりであるが、改正の趣旨は、次のとおりである。

すなわち、従来、石綿によるびまん性胸膜肥厚による著しい呼吸機能障害の判定方法については、じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）によるじん肺の管理区分を決定する際に用いる判定方法を準用していたところであるが、石綿によるびまん性胸膜肥厚による呼吸機能障害については、通常、拘束性換気障害を呈することが特徴であることから、その特徴に適合した判定方法を採用することとし、具体的にはパーセント肺活量（% VC）が 60 %未満である場合に著しい呼吸機能障害があると判定することとした。ただし、現時点では、拘束性換気障害に閉塞性換気障害が合併することがあり得ることを否定できないことから、パーセント肺活量（% VC）が 60 %未満に低下していない場合であっても、一定の要件を満たす場合には著しい呼吸機能障害があると判定することとしたものである。

2 運用上の留意点

- (1) 認定基準の第2の5の(1)のアの(イ)の①又は②の基準をわずかに満たさない場合は、その他の呼吸機能検査の結果（運動負荷時の呼吸機能を評価する指標、自覚的呼吸困難を評価する指標等）の有無を確認し、それらの結果も総合した地方労災医員又は地方じん肺診査医の意見に基づき、著しい呼吸機能障害の有無を判断すること。
- (2) 石綿によるびまん性胸膜肥厚により著しい呼吸機能障害があると認められる場合であっても、じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上であるじん肺の所見が認められる場合には、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）別表第1の2第5号に規定するじん肺症として取り扱うこと。
- (3) 改正前の認定基準により既に業務上の疾病として取り扱っていたびまん性胸膜肥厚による著しい肺機能障害については、改正後の認定基準に基づく著しい呼吸機能障害があるものとみなして取り扱うこと。